

【認知症対応型通所介護】【介護予防認知症対応型通所介護】

重 要 事 項 説 明 書

1 西水元在宅サービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

所在地	東京都葛飾区西水元二丁目2番8号
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 ( 葛飾区 1372200798号 )
通常のサービス提供対象地域	葛飾区内 ( 主な送迎地域 水元、新宿、金町、東金町、柴又、亀有 )

(2) 同センターの職員体制

職種	員数	職務内容
管理者	1人	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
生活相談員	1人以上	管理者の補助ならびに利用者またはその家族の相談に応じるとともに、認知症対応型通所介護計画および介護予防に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。
介護職員	2人以上	利用者の心身の状況等を的確に把握し日常生活上の介護、健康管理その他必要な業務の提供に当たる。
機能訓練指導員	1人	日常生活を営むのに必要な心身機能の低下の防止及び維持回復を図るために必要な訓練指導を行う。
調理員	(業者委託)	利用者の昼食等を調理する。

(3) 同センターの設備の概要

定員 12人(1単位)

食堂、厨房、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室(介助浴槽・特殊浴槽含む)、送迎車

(4) 営業日及び営業時間

営業日 月～金曜日、祝日 午前8時45分～午後5時45分

定休日 土～日曜日、1月1日～1月3日

2 サービス内容

- ① 送 迎 …… リフト付車両一台、10人乗りワゴン車両一台 等  
ご自宅の近くで、送迎車両が止められる場所までお迎え、またはお送りします。送迎方法については従業員にご相談下さい。  
利用者様が単独で送迎する場合(他の利用者様が車庫にいない状態)、状況により運転手のみで送迎する場合があります。
- ② 食 事 …… 昼食は12時からで、ご本人の健康状態や嗜好などに合わせ、栄養士が献立を工夫します。お粥食・刻み食や治療食などをご希望される方は対応します。
- ③ 入 浴 …… 一般浴室・機械浴室にて行います。入浴方法は「小浴室」「一般浴室」「リフト浴」「座位での機械浴槽」「横になっての機械浴」があり、安全・快適にご入浴いただけるよう、お身体の様子や、ご希望を踏まえ、ご相談の上で決めさせていただきます。尚、入浴サービスをご利用なさるお客様はタオル等の準備をお願いしています。
- ④ 機能訓練 …… グループによる集団訓練や日課の中でのリハビリ体操、ゲームは機能低下防止と健康維持・増進をはかることを目的にしています。
- ⑤ 生活相談 …… 常勤の相談員が各種の相談に応じています。生活・介護・家族間の悩みなどについて支援させていただきます。
- ⑥ レクリエーション活動 …… 手工芸(花布巾づくり、折り紙、塗り絵、ちぎり絵、他)・書道・囲碁・音楽鑑賞会など。尚、活動の内容によっては、ご用意いただくものや、実費負担をいただく場合がございます。詳しくは月間予定表をご覧ください。

(3)昼食、夕食代 1食あたり 624円

(4)その他負担金

上記料金の他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等が自己負担となります。

(5)キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日まで、またはご利用当日午前8時45分～午前9時00分の間にご連絡をいただいた場合	無料
② ご利用当日 午前9時00分までにご連絡がなかった場合	基本料金の10% (表1)

※なるべく前日までの営業時間内にご連絡ください。ご利用日が休みの翌日の場合ご注意ください。

#### 4 料金の支払方法

- (1)お客様は、料金を月ごとに合計して支払います。
- (2)事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の10日にお客様に請求します。
- (3)事業所は、当月の料金の合計額をお客様の指定する口座から翌月20日に自動引き落としさせていただきます。(別途自動引き落とし手数料をご負担いただきます。)
- (4)事業者は、お客様から料金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

#### 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者を通じてお申し込みください。別途、利用契約を結んだ上で、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに文書でお申し出下さい。

②当センター都合でサービスを終了する場合は、終了30日前までに文書で通知いたします。

③以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・お客様の認知症高齢者の生活自立度が自立の判定を受けた場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様またはご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず催告した日から20日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院又は病気等により、1ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又はお客様やご家族など当センターや当センターのサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

## 6 当センターのデイサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」という法人の理念のもとに、お客様の人格を最大限尊重し、福祉の増進を図りお客様支援に万全を期すものとする。

- ①通所介護の事業について適正な運営を確保し、認知症状態にある高齢者に対し適正な通所介護を提供します。お客様がその能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、お客様およびご家族の希望を踏まえて作成する「通所介護計画」「介護予防通所介護計画」に沿ってサービスを提供いたします。
- ②ボランティアの積極的な受け入れを進めて、お客様とのふれあい交流をもって頂く中で、高齢者や施設の理解を深められるよう、地域福祉の拠点となる施設を目指します。
- ③従業員の専門性を社会に貢献すべく、介護福祉士やホームヘルパー養成の実習施設あるいは官公庁や民間企業の職員研修、さらには学生・生徒の教育実習の場を提供します。

### (2) サービス利用の為に運営の方針

事 項	有 無	備 考
男性介護職員の有無	○	
従業員への研修実施	○	年2回以上、職員研修を行います。
サービスマニュアルの作成	○	
虐待の防止	○	虐待防止のための指針を整備し、対策を検討する委員会を定期的で開催し、従業員に周知徹底を図ります。また、従業員の研修を定期的実施するための担当者を置きます。
身体的拘束	×	生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等をする場合は、事前にお客様及びご家族様の了承を得ます。

### (3) サービス利用に当たっての留意事項

#### ①送迎時間の連絡

- ・交通事情により予定時刻に遅延する場合等のご自宅に連絡します。

#### ②体調確認

- ・センターに来所した時に、簡単な健康チェックをします。
- ・その他、随時、様子観察を行い体調が悪い場合はご家族に連絡したうえ、お迎えに来ていただきます。

#### ③体調不良等によるサービスの中止・変更

以下の場合には、お客様またはご家族に連絡の上、サービスを中止または変更する場合があります。その際ご家族にお迎えに来ていただきますのでご了承ください。

- ・体調が悪くサービスを継続することが困難なとき
- ・天候不順(降雪・台風等)または災害等によりサービスの実施が困難なとき

#### ④食事のキャンセル

- ・昼食がご不要となった場合には、当日の9時までにお申し出ください。

#### ⑤時間変更

- ・ご利用時間を変更される場合には、事前に施設にご相談ください。

#### ⑥設備、器具の利用

- ・快適に・安全に施設をご利用いただくために、施設内の設備、器具をご利用される場合は職員にお声をかけてください。

## 7 第三者評価実施の有無について

- ・当センターでは第三者評価を受診していません。

## 8 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化、事故等があった場合は、容体により救急車の手配を行うほか、事前の打ち合わせにより、緊急連絡先、主治医、居宅介護支援事業者へ連絡をいたします。なお、容体によりご連絡が病院への搬送後となる場合もあります。緊急的に入院された場合の付き添い等は、ご家族にお願いします。また、事故発生時は自治体へ連絡及び報告を行います。

## 9 非常災害対策

### ・防災時の対応

地震、災害時に備え、地元町会と相互応援に関する協定を締結し、人命の安全確保に努めているほか、非常災害時に備えて、非常食、飲料水、医薬品等の備蓄を実施しています。一次避難場所は、西水元三丁目 幸田小学校で、広域避難場所は東金町の水元公園です。

### ・防災設備

火災通報のための複合受信機、火災通報装置を備えております。消火器、スプリンクラー、自動火災報知機、防火設備等を設置しています。

### ・防災訓練

消防計画に基づき、毎月防災訓練を行なっています。

### ・防火管理者 杉浦 美香

## 10 介護支援業務に関する相談・苦情について

居宅介護支援及び居宅サービス計画書に基づいて提供しているサービスについての苦情・相談につきましては、下記相談・苦情窓口において承ります。

[事業所窓口] 西水元在宅サービスセンター  ①施設の運営管理に関すること 所長 金井 紳之介  ②サービス内容に関すること 管理者 甲賀 清美	所在地 東京都葛飾区西水元二丁目2番8号  電話番号 03-3826-2951  FAX 番号 03-3826-2957  受付時間 月～金曜日(定休日を除く) 午前9時～午後5時30分
[区市町村] 葛飾区福祉部介護保険課	所在地 東京都葛飾区立石五丁目13番1号  電話番号 03-3695-1111  FAX 番号 03-5698-1504  受付時間 月～金曜日(祝祭日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
[公的団体の窓口] 東京都民健康保険団体連合会	所在地 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号  電話番号 03-5326-2611  受付時間 月～金曜日(祝祭日を除く) 午前9時～午後5時

## 11 法人の概要について

法人種別・名称	社会福祉法人 武蔵野会
代表者役職・氏名	理事長 山田 貴美
本部所在地	〒192-0083 東京都八王子市旭町12番4号 日本生命八王子ビル2階201
電話番号	042-631-6341
定款の目的に定めた事業	
特別養護老人ホーム	・西水元あやめ園
併設短期入所生活介護	・西水元あやめ園
認知症専用併設型通所介護	・西水元在宅サービスセンター
居宅介護支援事業所	・居宅介護支援事業所 あやめ
＜武蔵野会他施設＞	
児童養護施設	・武蔵野児童学園
児童発達支援センター	・すぎな愛育園
障害者支援施設	・さくら学園 ・練馬福祉園 ・大島恵の園 ・第2大島恵の園 ・小平福祉園 ・リアン文京
障害者福祉サービス	・東堀切くすのき園 ・世田谷区立駒沢生活実習所 ・世田谷区立九品仏生活実習所
(生活介護)	・八王子生活実習所 ・練馬区立大泉町福祉園 ・練馬区立光が丘福祉園
(生活介護・就労継続)	・希望の里 ・白鳥福祉館
(就労移行・継続)	・練馬区立北町福祉作業所 ・きね川福祉作業所 ・八王子福祉作業所 ・世田谷区立世田谷福祉作業所 ・世田谷区立烏山福祉作業所
障害者福祉センター	・八王子市心身障害者福祉センター ・千代田区立障害者福祉センター「えみふる」
障害者相談センター	・練馬区立光が丘障害者地域生活支援センター「すてっぷ」
障害者グループホーム	・柘植寮(大島町) ・しろがねホーム(港区) ・ふじもりホーム(八王子市) ・ふぁみりあ(千代田区) ・きたまちホーム(練馬区) ・からすやまホーム(世田谷区) ・おおいずみまちホーム(練馬区) ・サライ(八王子市)

在宅サービスセンターの利用開始にあたり、お客様に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 武蔵野会 西水元在宅サービスセンター  
代表者 施設長 金井 紳之介  
東京都葛飾区西水元二丁目2番8号

説明者 所属 西水元在宅サービスセンター

氏名

印

私は、「通所介護重要事項説明書」により、事業者から在宅サービスセンターの利用についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

(お客様との続柄

)